

さくら斎場ESCO事業提案募集要項に関する質問及び回答

番号	頁	項目	質問事項	回答
1	11	7.6(2)	省エネルギー改修後の光熱水費削減予定額には、維持管理費削減相当額を含まないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	11	7.6(2)	「ただし、エネルギー供給源の変更やエネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単価とします。」とありますが、単価を変える提案をする場合には、契約期間中その単価を保証するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	14、15	8.3 表	建設段階及び維持管理関連における不可抗力の中で事業者側のリスクについては、資源エネルギー庁より公開されているものと同様の限定的なものと考えてよろしいでしょうか。	資源エネルギー庁・財団法人省エネルギーセンターにより公表されているESCO導入のてびき（自治体向け）の「予想されるリスクと責任分担表」に準じた限定的なものと考えてよろしいです。 ただし、その都度、協議を行うものとします。
4	15	8.3 表	維持管理関連において、人件費の価格変動が発生した場合のリスクについては、別途協議事項と考えて宜しいでしょうか。	別途協議事項と考えてよろしいです。
5	14	8.3 表	「制度の変更：消費税以外の税に関するもの」が事業者負担となっていますが、法規制・制度変更は、事業者によらないと考えます。別途協議事項と考えて宜しいでしょうか。（エネルギー費に検討される環境税等）	資源エネルギー庁・財団法人省エネルギーセンターにより公表されているESCO導入のてびき（自治体向け）の「予想されるリスクと責任分担表」に準じた限定的なものと考えてよろしいです。 このことにより、葬祭組合がリスクを分担すべき項目は、法人税等の収益関係以外の税の税率変更、新規に導入される税となります。また、事業者がリスクを負うべき項目は、法人税等の収益関係税の税率変更、社会福祉の事業所負担の変更、事業遂行に必要な有資格者の変更となります。 ただし、その都度、協議を行うものとします。

さくら斎場ESCO事業提案募集要項に関する質問及び回答

番号	頁	項目	質問事項	回答
6	14	8.3 表	「工事費の増大」明確な記載がありませんが、アスベスト、水銀等法律で指定された建材等の対処の為の建設費コスト増大は、葬祭組合負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
7			本事業で導入される設備について、ESCOサービス満了後は貴組合への譲渡を前提として考えてもよろしいでしょうか。	無償譲渡を前提とします。
8			本事業のESCOサービス料における固定資産税の取扱いはどのようにすればよろしいでしょうか？	本事業で導入される設備をESCOサービス満了後に無償譲渡とする場合は、葬祭組合が特別地方公共団体であることから、固定資産税は非課税となります。 よって、固定資産税は、ESCOサービス料に含めないものとします。